

製造所固有記号制度

●製造所固有記号を使用できる要件

製造所固有記号は、必ず使用しなければならないものではありません。

酒類と業務用加工食品を除き、以下の要件に合う場合に使用することができます。

① 同一製品※1を二以上の製造所※2で製造し、包装資材を共有する。

No

製造所固有記号が使用できます。
使用する場合、応答義務が課されます。※3
一つの製造所につき、一つの製造所固有記号の届出をしてください。

② 製造所固有記号の有効期間内(5年以内)に、同一製品を二以上の製造所で製造し、包装資材を共有する予定である

No

製造所固有記号が使用できます。
使用する場合、応答義務が課されます。※3
届出の際に製造計画書を添付してください。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/pdf/unique_code_manual_190710_0001.xlsx

製造所固有記号が使用できません。
原則どおり、製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称を表示してください。

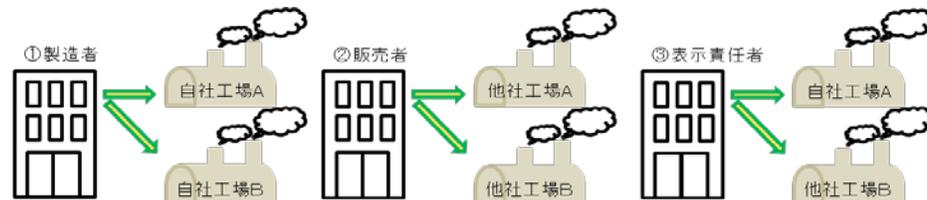
※1 「同一製品」に該当しない例

- ①原材料及び添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ②通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの

※2 「二以上の製造所」

「二以上の製造所」とは

- ①自社の二以上の工場で製造している場合
- ②他社に製造を委託して二以上の工場で製造している場合
- ③自社の工場と他社に製造を委託した工場で製造している場合



以下の場合、届出時に一つの製造所であっても、例外として製造所固有記号の使用が認められています。

- ・有効期間内に二以上の製造所で製造予定であって製造計画書を添付する場合
- ・他法令によりトレースの制度が確立している場合(現状、酒類のみ)
- ・業務用加工食品

※3 応答義務

製造所固有記号が示す製造所等に係る消費者からの問合せに対して、事業者の応答義務が課されます。

届出方法

○製造所固有記号の届出(新規・更新・変更・廃止)は、**食品関連事業者が製造所固有記号制度届出データベースにおいてオンライン手続により行う必要があります。**

○**届出者**(製造所固有記号の届出において基本情報を登録すべき食品関連事業者)は、**表示内容に責任を有する製造者※4又は販売者※5**です。

※4 乳にあつては乳処理業者(特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者)

※5 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。